住所　兵庫県加西市北条町北条452番地３
　グエン・ティ・タン・チャン　昭和44年１月24日生
　グエン・ユイ・トリ　平成15年７月11日生
　グエン・ユイ・キエット　平成15年７月11日生
住所　岐阜市白山町３丁目５番地２
　グエン・マイ・チャム　平成６年５月18日生
住所　東京都足立区西新井１丁目33番２―402号
　付明　昭和59年２月１日生
住所　東京都板橋区東坂下２丁目17番11―202号
　樊新雨　昭和57年７月13日生
住所　福岡市西区生の松原１丁目20番62―305号
　曹宏遠　昭和56年９月20日生
住所　広島市南区東雲２丁目13番12―412号
　李暁坡　昭和50年５月13日生
住所　千葉県柏市北柏４丁目７番地３
　任暁玲　昭和59年10月11日生
住所　東京都台東区小島２丁目３番４―802号
　林仙花　昭和51年２月26日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町中津1690番地10
　トン・ソピア　昭和58年１月５日生
住所　東京都墨田区吾妻橋１丁目22番５号
　ムハンマド・サイド・アハマド・ムハンマド・アリ・マハムード　昭和58年９月25日生
住所　東京都三鷹市北野３丁目８番20号
　張志福　昭和52年９月13日生
住所　東京都大田区石川町２丁目13番１―402号
　許懐哲　昭和48年４月25日生
住所　川崎市川崎区大島１丁目24番２号
　姚楊　昭和58年６月10日生
住所　埼玉県新座市新座３丁目６番５―202号
　阿古拉斯　昭和55年10月３日生
住所　東京都北区赤羽西１丁目３番13―204号
　エディー・クー・イー・レック　昭和53年３月13日生
住所　東京都世田谷区上馬１丁目13番６―302号
　宋本禕　昭和59年10月11日生
住所　兵庫県明石市鷹匠町５番52号
　グェン・ティ・デュー・リン　昭和52年７月７日生
住所　福岡市博多区御供所町12番23―203号
　スー・イ・ルン　昭和61年３月24日生
住所　神戸市須磨区南町３丁目４番20―601号
　陳令　昭和42年１月１日生
住所　神戸市灘区五毛通４丁目１番７号
　薛翔文　昭和57年８月25日生
住所　横浜市都筑区荏田南３丁目４番５号
　尹鍾吉　昭和54年10月９日生
住所　福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字寺後19番地２
　武筱鳳　昭和39年９月13日生
住所　名古屋市東区徳川町1105番地
　李佳儀　昭和45年２月７日生
住所　京都市北区上賀茂葵之森町５番地45
　葉昌群　昭和51年10月２日生
住所　大阪市住吉区南住吉２丁目９番19―908号
　陳怡君　昭和51年３月13日生
住所　東京都国立市中１丁目13番地45
　林利惠　昭和２年11月18日生
住所　千葉県柏市永楽台３丁目９番16号
　蘇秀鳳　昭和40年９月23日生
住所　大阪市東淀川区下新庄５丁目10番11号
　李秋慧　昭和40年５月２日生
住所　名古屋市北区城東町１丁目15番地１
　サニー・ベルルス・イシイ　昭和41年10月12日生
住所　川崎市川崎区貝塚１丁目１番５―908号
　姜寛臣　昭和59年２月15日生
住所　栃木県宇都宮市長岡町1258番地166
　金有香　昭和57年５月26日生
住所　福岡市中央区清川２丁目４番９―1101号
　黄世雄　昭和48年９月29日生
住所　東京都葛飾区柴又１丁目12番２号
　慎玲奈　平成６年３月７日生
住所　東京都葛飾区柴又１丁目12番２号
　慎悠佑　平成７年12月３日生
住所　福岡市東区香椎駅前２丁目８番18―805号
　連冠傑　昭和61年５月16日生
住所　横浜市瀬谷区北町40番地15
　朴博美　昭和63年12月24日生
住所　横浜市保土ケ谷区川辺町４番地３
　金理恵　平成５年１月28日生
住所　宮城県栗原市若柳字上畑岡鎌取場30番地１
　ヤナ・アルペーチェ・マキノ　平成４年６月１日生
住所　東京都中野区弥生町５丁目11番31―503号
　鄭泰武　昭和46年９月10日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央２丁目５番12号
　林櫻　平成８年４月26日生
住所　東京都世田谷区上用賀１丁目２番13号
　クリア・ジェームス・ムアンギ　昭和52年１月29日生
住所　東京都世田谷区若林２丁目21番20号
　朴慶治　昭和59年12月17日生
住所　三重県四日市市三ツ谷町11番12号
　金明実　昭和62年１月13日生
住所　埼玉県三郷市中央１丁目12番地１
　李伸雅　昭和58年10月21日生

**○農林水産省告示第千八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町チエアキ一一三の一、字タイナロ一六八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字チエアキ一一三の一・字タイナロ一六八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町安野々字イノタ二八、一〇、一二、字西ヤシキ一三の一、一三の二、字ヲカ一六五の一、一六六、一六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字イノタ二八・字西ヤシキ一三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町安野々字中畝六六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中畝六六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町安野々字中畝六六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中畝六六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）